



平成20年5月29日

各位

会社名 株式会社ソフィアホールディングス
代表者名 代表取締役社長 飯田 裕樹
(コード番号 6942)
問合せ先 取締役 情報開示担当 柴山 孝輔
(TEL 03-5365-1035)

株式報酬型ストックオプション導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年6月27日開催予定の第33期定時株主総会（以下「本総会」）に「当社取締役及び監査役に対し、株式報酬型ストックオプション報酬及び内容決定の件」に関する議案を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、新株予約権の具体的な発行及び割当は、下記について本総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを当社取締役及び監査役に付与する理由

当社は役員報酬制度の見直しを実施しており、その一環として、年功的・固定的要素の強い役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することとし、当社取締役及び監査役（社外監査役を除く）については、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、株価変動によるリスクを株主各位と共有するため、当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与することにいたしました。

2. 議案の内容

平成18年6月27日開催の第31期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額及び、昭和63年5月24日開催の第13期定時株主総会にご承認いただきました監査役の報酬等の額とは別枠で、当社の取締役及び監査役（社外監査役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を取締役については年額1,000万円以内、監査役については年額200万円以内とするものであります。

この株式報酬型ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行し、当社の取締役及び監査役（社外監査役を除く）に割り当てるものであります。なお、各新株予約権は、新株予約権を発行する日における公正価値により発行するものといたします。

本総会でご承認いただいた後は、毎年、本議案記載の範囲内で、当社取締役及び監査役（社外監査役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションのための新株予約権を発行することになります。

なお、現在の当社の取締役は3名、監査役（社外監査役を除く）は1名であり、第1号議案の取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合にも、当社の取締役は3名、監査役（社外監査役を除く）は1名であります。

当社の取締役及び監査役（社外監査役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

70個を各事業年度内に発行する新株予約権の上限とします。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式70,000株を、各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合等、上記株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で株式数を調整することができるものとします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とします。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会において定めるものとします。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記（4）の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) その他の新株予約権の内容等

新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

以上